

## 食品表示法に基づく措置について

食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。）に違反する表示を行っていた食品関連事業者に対し、法第6条第1項の規定に基づき、表示の是正、原因の究明、再発防止対策の実施等について指示を行いましたのでお知らせします。

### 1 経緯

令和5年3月2日（木）午後4時頃、市内事業者から「仕入れた食品を納品した施設から食品の賞味期限が改ざんされている疑いがあるとの申出があった。」との一報が尼崎市保健所にあった。

保健所で調査を行ったところ、仕入先の●●●●●●が魚肉練り製品の賞味期限を延長して販売していたことが判明した。

なお、本事案に関連した健康被害の発生及び報告はない。

### 2 指示を受けた事業者

(1) 施設名

●●●●●●

(2) 施設所在地

尼崎市

(3) 営業者

●● ●●

### 3 指示の対象となった食品の名称

焼きちくわ

### 4 違反の事実

当該事業者は、令和5年2月中旬から下旬にかけて入荷した魚肉練り製品の一部について、包装に印字されている賞味期限を科学的・合理的根拠がなく延長し、食品事業者に販売していたものである。

### 5 市の措置

当該事業者が行った行為は、食品表示基準第3条第1項に違反するため、食品表示法第6条第1項の規定に基づき、令和5年3月3日（金）に以下のとおり指示を行った。

- (1) 販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 販売した食品の一部に不適正な表示が行われていたことについて、原因究明を行うこと。
- (3) 上記(2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、不適正な表示を防止するための体制の整備等、再発防止対策を実施すること。これにより、今後、販売する食品については適正な表示を行うこと。
- (4) 全従業員に対して、食品表示制度への理解と、その遵守を徹底すること。
- (5) 上記(1)から(4)までに基づき講じた措置について、保健所長あて文書をもって報告すること。